

○北見市住宅用太陽光発電システム導入費補助金取扱要領

(平成 26 年 4 月 1 日内規第 390 号)

改正 平成 28 年 3 月 25 日内規第 58 号 平成 29 年 12 月 20 日内規第 142 号

平成 31 年 3 月 26 日内規第 53 号 令和 3 年 3 月 29 日内規第 99 号

令和 4 年 3 月 17 日内規第 41 号

第 1 趣旨

北見市住宅用太陽光発電システム導入費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、北見市補助金等交付規則(平成 18 年規則第 67 号)及び北見市住宅用太陽光発電システム導入費補助金交付要綱(平成 26 年内規第 389 号。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 用語

この要領で使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

第 3 定義(交付要綱第 2 条関係)

- 1 「住宅の屋根等」とは、申請者が居住する住宅の屋根、倉庫、車庫等申請者が居住する住宅に付随する建物のことをいう。
- 2 「併用住宅」とは、申請者が住民登録しており(新築の場合は、住民登録予定であること)、居住するための要件を備えている住宅のことをいう。

第 4 発電システムの要件(交付要綱第 3 条関係)

- 1 「着工日」とは、住宅への発電システムの設置に係る工事を着工する日又は発電システム付きの建売住宅購入における引渡し日のことをいう。
- 2 「完了日」とは、北海道電力ネットワーク株式会社より送付された「電力購入に係る契約のご案内」にある、「受給開始日」のことをいう。

第 5 補助事業の実績報告等(交付要綱第 10 条関係)

- 1 「住民票」とは、3 か月以内に発行された住民票の写し(コピー不可)のことをいう。
- 2 決定者は、発電システム設置の完了日から起算して 30 日以内又は 3 月 31 日までのうち、いずれか早い日までに実績報告をしなければならない。ただし、発電システム設置の完了日から起算して 30 日目が閉庁日の場合は、それ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。

第 6 手続の代行(交付要綱第 11 条関係)

手続代行者は、交付要綱第 7 条第 1 項、第 9 条及び第 10 条に関する手続並びに発電システムの工事及び施工に対して全責任を負わなければならない。

第 7 補助金の請求

補助金交付額の確定の通知を受けた者が補助金の請求を行う場合は、所定の請求書を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日内規第 58 号)

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 20 日内規第 142 号)

この内規は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日内規第 53 号)

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日内規第 99 号)

この内規は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 17 日内規第 41 号)

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。